

会員サポート窓口 —最近の相談事例から—



会員サポート窓口連絡協議会委員 小杉 公一 (38期)

会員サポート窓口とは

会員サポート窓口は、理事者の補佐機関として、平成16年4月にスタートした当会独自の会員サービス制度である。この窓口を運営するため、当会には「会員サポート窓口連絡協議会」が設置されており、現在、理事者経験者を中心に司法研修所弁護士教官経験者など13名の委員で構成されている。会員から具体的な相談が申し込まれた場合、原則として委員1名が担当し、電話または面談をして回答を行っている。個々の相談案件については、隔月に開催する協議会で分析、検討を行い、回答に誤りやブレがないよう努めている。

最近の相談事例から

最近の相談事例として、「代理人辞任にあたって業務上なすべき対応」に関する案件を紹介する。ただし、当窓口の守秘義務や相談会員のプライバシー保護との関係上、内容については抽象化して紹介することをお断りしておきたい。

相談会員は、弁護士会のクレサラ相談で相談を受け、個人の破産申立事件を受任したが、一切弁護士費用の支払いもないまま、依頼者と連絡が取れなくなり、その後、調査の結果、依頼者は数か月前に死亡(推定死亡)していたことが判明した。依頼者は、両親や親族とはずっと疎遠とのことで、連絡先も教えてもらっていない。この場合、受任弁護士としては、債権者に辞任(終了)通知を送付する以外に、たとえば、推定相続人の調査を行い通知するなどの措置をとらないと問題があるのだろうかという相談内容であった。

事件の終了時に業務上なすべきこと

事件の終了時に受任弁護士が行うべき内容について、弁護士職務基本規程は、「依頼者との関係における規律」の「事件の終了時における規律」において、処理結果の説明義務(44条)、預り金等の返還義務(45条)を定めている。このうち、44条は、委任の終了

にあたり、受任者である弁護士に、事件処理の状況またはその結果について、必要に応じて法的助言を付して説明すべき義務を課している。この場合、説明の相手方は、原則として依頼者本人であり、依頼者本人が疾病等のための確な判断が困難である場合など、特別な事情がある場合には、依頼者本人以外の者に説明をすることも許されるとされている。ただし、今回の相談のケースである「依頼者死亡」の場合の処理については、職務基本規程には何ら触れていない。

守秘義務の観点からも、依頼者の死亡が相続人に何ら影響を及ぼさないような場合には、依頼事件の内容等を相続人に説明すること自体がむしろ問題となると思われる。これに対し、本件の場合には、将来、依頼者(債務者)の相続人が、債権者から相続債務の支払請求を受ける地位にあることから、事件の終了時に、弁護士は相続人に対して何らかの説明を行うべき義務があるか否かが一応問題になると思われる。

しかしながら、弁護士職務基本規程の解釈上、特別な事情がある場合においても、依頼者以外の第三者に説明することは「許される」ものであって、義務的ではないと解されている。また、本件では、相続人の調査に新たな費用を要することとなり、しかも立替費用を支払ってもらえる保証はない。また、相続放棄の可否に関しては、もし3か月の熟慮期間が徒過していたとしても、依頼者と相続人との間柄、生活状況その他諸般の状況からみて、判例上、将来、債権者から相続人に対して請求がなされた場合にも、その時点で相続放棄が可能であると思われる。

これに弁護士からの通知・説明がなくても相続人に格別不利益は生じないと考えられることなどの点を併せ考慮すると、本件の場合、受任弁護士には、相続人に通知して説明をすべき義務まではないと考えてよいであろう。そして、将来債権者からの請求を受けて相続人から問合せがあった場合には、そこで初めて法的助言を付した説明を行えば足りるものと思われる。